

連 載

監査報告に関する国際動向①

米国における監査報告書に係る検討について

監査報告書は、監査人が実施した監査の結果を利用者に伝達する唯一の手段ですが、除外事項や強調事項等以外
は同一の定型文言を用いる監査報告書が、長年、我が国だけでなく世界各国で採用されてきました。このような定
型文言の監査報告書に対しては、近年の財務報告の複雑化や金融危機の発生を受け、監査報告書の利用者の情報ニ
ーズを満たしていないのではないかと指摘があり、抜本的な見直しに関する議論が国際的に展開されています。

例えば、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2013年7月に、公開草案として「財務諸表に対する監査報告：
提案する新規及び改訂版の国際監査基準」を公表しています。公開草案では、当年度の監査において重要と判断し
た事項を「主要な監査上の事項（Key Audit Matters：KAM）」として監査報告書に記載することを提案しており
（本誌No.699（2013年10月号）参照）、2014年末までには確定版が公表される見込みです。また、2013年8月には
IAASBと同様の提案を含む公開草案が米国・公開企業会計監視委員会（PCAOB）からも公表されています（本誌
No.700（2013年11月号）参照）。

このような監査報告書の記載内容に関する国際的な見直しの動向については、企業会計審議会の監査部会におい
ても取り上げられ、2013年及び2014年の我が国の改訂監査基準の前文において、今後、引き続き検討を行うことと
されています。そこで、我が国における今後の本格的な議論に備え、海外において長年にわたり展開されてきた監
査報告に関する様々な提言や議論を連載形式で紹介していきます。

まず、第1回目は、米国における監査報告書の記載内容に対する提言や議論の変遷等を解説しています。是非と
もご覧ください。
（機関誌編集員会）

国際監査・保証基準審議会（IAASB）
及び米国・公開企業会計監視委員会
（PCAOB）において、数年にわたり
長文式の監査報告書に係る監査基準
改正が議論されてきたが、IAASBに
おいては2014年中の承認を経て、
2016年12月期の監査から適用される
見込みである。また、欧州連合（EU）
において2014年5月に公表された社
会的影響度の高い事業体に関する法
定監査に関する規則は、2016年中に
欧州各国に導入の見込みであるが、
監査報告書に重要な虚偽表示リス
クを記載すること等が要請されている。

そこで本稿では、米国における監
査報告書に係る検討の経緯を追って

背景の考察に役立てることとしたい。
なお、本稿は海外の文献を基礎とし
て作成しているが筆者による解釈が
含まれることを申し添える。

1 米国の監査報告書にお ける「合否モデル（pass/ fail model）」

米国では、公開企業の監査には
PCAOBの監査基準が適用される。
PCAOBの監査基準は、2002年の企
業改革法により、2003年4月16日現在
有効な米国公認会計士協会（AICPA）
の監査基準を暫定的な基準として引
き継いだ上で、それ以降、PCAOB
として独自の監査基準を開発してい
る。PCAOBの監査基準に取り込ま

れたAICPAの監査基準（AU Section
150）は、一般基準、実施基準及び
報告基準を合わせて10の基準が示さ
れており、個々の監査基準書の作成
にあたり枠組みを提供している。こ
れらのうち、4つある報告基準にお
いて監査報告書の記載事項の大枠を
規定しており、監査報告書が財務諸
表全体としての意見の表明等を含む
ものとされている。これを受けて監
査基準書では、無限定適正意見、限
定付適正意見、否定的意見又は意見
不表明の記載がある監査報告書が作
成可能となっている。

一方、米国証券取引委員会（SEC）
では、範囲制限や会計原則が受入可

能でないこと等による限定付適正意見は受け付けず、無限定適正意見の監査報告書しか受理されない取扱いとなっている。このため、通常、SEC登録企業では無限定適正意見以外の監査報告書は想定されない。

また、米国の監査報告書は、財務諸表監査の場合、監査対象財務諸表及び監査人と経営者の責任、監査の範囲及び性質、並びに監査意見を記載した事項に区分されるが、いずれも文言が標準化されている。

以上のような米国における現行の監査報告書の取扱いは「合否モデル」と呼ばれている。PCAOBでは、このような監査報告書の「合否モデル」のあり方を見直すべきであるとの提案が2004年11月の常任諮問委員会(SAG: Standing Advisory Group)においてなされ、2005年2月及び2010年4月のSAGで審議された。その後、監査報告書の改正案について、2011年6月の討議文書(Concept Release)、2013年8月の公開草案が公表された。

このような「合否モデル」の是非を含めた監査報告書の検討は、過去において米国の監査制度の見直しに影響を与えた各報告書において行われており、PCAOBによる議論においても引用されている。そこで、以下では、主な報告書の検討内容を紹介する。次に、SAGでの検討内容、PCAOBの討議文書、討議文書に対するコメント分析を中心とした公開草案の概要について触れる。

2

コーヘン報告書による 監査報告書改正の提案

1974年にAICPAが設置した「監査人の責任に関する委員会」(コーヘン委員会)は、1978年に報告書を発行している(コーヘン報告書)。コー

ヘン報告書では、監査人に対する社会の期待と監査人が実施可能なこととの間の隔たり(いわゆる「期待ギャップ」)解消のために様々な提案を行っているが、監査報告書の問題点の分析及び改善提案も行っている。

(1) 監査報告書の標準化によるコミュニケーション上の課題

米国の20世紀初頭の監査報告書は、記述的であり、必ずしも文言が統一されたものではなかった。例えば、監査人による会計上の測定に関するコメントが監査手続の範囲に対するコメントと区分されていない場合や、監査意見の表明又は意見不表明が監査報告書において明確でない場合等が見受けられた。このように、監査人によって監査報告書の文言が異なるのは混乱を招くことが指摘されていた。そこで、AICPAの前身である米国の職業会計士団体は、1933年以降、標準的な監査報告書の採用を支持し、マッケソン・ロビンソン事件を受けた改正など、数次の改正を経て、1948年の標準的な監査報告書に至った。

1948年以降、監査報告書の文言は変更されることがなく、監査報告書の標準化により監査報告書の文言の違いによる無用な混乱を避けることができた。一方、監査報告書の違いがみられないことから、利用者は、監査報告書の文言に注意を払わなくなり、監査報告書における実際の記載事項ではなく、利用者の抱いている監査の機能に関する理解に依拠する傾向となった。この結果、監査報告書を監査人による承認の象徴(a seal of approval)ととらえて、無用の信頼を置く傾向も見受けられた。

このように監査の機能について利用者が誤解を抱いていると危惧され

る場合、利用者が監査報告書を読むように促すことも1つの方法である。そこで、限定付適正意見の場合、監査報告書に、別途、説明区分を設ける等の対応を図った。しかしながら、監査報告書に限定付適正意見の説明区分を設ける等を行っても、監査報告書の標準的な文言に対する小幅の修正であることから利用者が気づくことがなく、監査の機能について利用者の誤解を解くに至らず、監査報告書を通じたコミュニケーションの改善には有効に機能しなかったとされている。

(2) 財務諸表に対する経営者の責任などの明記

標準的な監査報告書では、直接言及された情報と間接的にしか読み取れない情報が含まれる。例えば、会社名、財務諸表の名称や事業年度、監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されたものであること、監査人はすべてのデータをテストするわけではないこと、財務諸表は一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して表示されていること、前年度より会計方針の適用変更はないこと等は、直接言及されている。

一方、コーヘン報告書の発行当時の米国の監査報告書では、財務諸表に対する経営者の責任、選択した会計方針が企業の状況において適切なものであること、監査は監査人の判断を伴うものであること等は、監査報告書から間接的にしか読み取れなかった。これらの情報は監査報告書において直接言及すべきものとされている。なお、この指摘については、コーヘン報告書以降、AICPAの監査基準審議会において監査報告書改正の審議を重ね、1988年における監査

報告書の改正（SAS58）に反映されており、現在に至っている。

(3) 専門用語

監査報告書には監査上の専門用語が使用されており、監査報告書の平均的な読者には理解不能なものがある。少なくとも、「一般に公正妥当な会計基準に準拠して適正に表示されている。」という文言は、曖昧で分かりにくいことが指摘されている。また、監査意見により示された保証（assurance）が財務諸表の正確さの保証（warranty）を意味しないことを明らかにするには、監査報告書において、監査人の結論を単に述べるだけでなく、結論に至った基礎を記載することが必要とされている。以上により、監査報告書において、専門的な要素が監査において含まれることを明らかにすべきであり、また、監査人の作業と発見事項を明確に記載すべきものとされている。

(4) 監査人の役割や機能の拡大

1948年以降、監査人の責任は明瞭化されるとともに拡大していった。例えば、後発事象に対する手続の実施、四半期財務情報等に対するレビュー等である。しかしながら、監査報告書における監査人の責任の記載は、コーヘン報告書の発行当時に至るまで見直されることがなかった。このため、監査人の責任に関する誤解を避けるために、財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容への関与、四半期財務情報への関与、内部統制、監査委員会とのコミュニケーション等についての監査報告書における記載を拡充すべきものとされている。

また、大規模な企業の監査は監査意見の表明に至るまで数千時間に及ぶ作業を必要とするが、監査報告書

からは何ら読み取ることができない。このため、監査報告書は、財務諸表に対する報告だけでなく、監査全体の機能に関する事項を含めるべきものとされている。

(5) 監査人の法的責任

コーヘン報告書では、監査報告書の改正は、必ずしも監査人の法的責任の増大をもたらすものではないとされている。これは、監査報告書の記載を拡充することによって財務諸表監査に対する利用者の誤解を軽減することができ、また、裁判においても監査報告書の記載により利用者に対して監査の性質や限界を知らせたかどうかについて判断することが可能となることによる。

(6) コミュニケーションに係るその他の提言

その他、監査報告書における記載として、財務諸表の首尾一貫性、他の監査人の業務を利用した場合のほか、非監査の情報（監査対象財務諸表に含まれる非監査情報、並びに監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる開示文書におけるその他の記載内容）の開示、監査責任者の名前の開示などが提言されている。

(7) コーヘン報告書により提案された監査報告書

以上の分析に基づき、コーヘン報告書では、監査報告書の改善とともに経営者報告書の導入が提案されている。監査報告書は、財務諸表、その他の財務情報、内部統制その他の事項に区分した長文式となっている。

3 トレッドウェイ委員会「不正な財務報告」（1987年）

1985年にAICPAが設置した「不正な財務報告全米委員会」（トレッドウェイ委員会）は、1987年に「不正

な財務報告」を発行し、不正な財務報告の原因とその防止を検討しているが、監査報告書を通じたコミュニケーションの改善のため、監査報告書に含めるべき事項として以下を挙げている。

①監査報告書では、監査には財務諸表の正確性を保証することが含まれないことを含めて、監査人の役割を明確に伝えるべきであること。

②監査報告書において、監査は、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないことについて、絶対的ではなく、合理的な保証を提供するようにデザインされていることを説明するべきであること。また、監査人が行う内部統制（内部会計統制システム）のレビュー及び評価の程度を説明するべきであること。

以上により、監査報告書を通じて、監査の性質、目的及び限界についての理解を促すとともに、財務報告に関する経営者の責任を強調することとなつた。

4 アメリカン・アセンブリー（AA：American Assembly）の報告書

AAは、米国コロンビア大学における公共政策の研究機関であるが、2003年に発行した「会計専門職の将来」の中で、新たな財務報告モデルとともに新たな監査報告書を提言している。財務諸表には、取得原価など過去の情報と将来の予測を含む情報が混在しており、監査人の手続や心証も監査対象項目によって異なるため、財務諸表の項目ごとに異なる保証水準に係る結論を提供できるように、監査報告書を改正することが提言されている。

5 監査職業専門家に関する諮問委員会 (ACAP : Advisory Committee on the Audit Profession) の報告書

米国財務省は、公開企業の監査に関わる職業専門家の持続可能性を高めるため、2007年にACAPを設置し、2008年に報告書を発行している (ACAP報告書)。ACAP報告書では、監査報告書に関連してPCAOBに対して2つの提言を行っている。

(1) 監査報告書の改善に係る取組み

国際化した事業運営は複雑さを増しており、公正価値の測定なども含めて、財務諸表の作成には経営者は判断及び見積りの使用を余儀なくされており、財務報告も複雑さを増している。このような状況では、現行の「合否モデル」による標準的な文言を超えて、監査報告書に財務諸表監査における何らかの検討事項を織り込むことが要請されていると考えられる。この結果、監査報告書により、財務諸表利用者に関連する情報の提供及び財務諸表監査における監査人の役割の明確化をもたらすと考えられる。そこで、ACAPでは、監査報告書の改善に係る取組みの実施を提言している。

また、いわゆる「期待ギャップ」を解消するために、監査人の不正発見に関する監査人の役割と限界について、監査報告書を通じてより有効にコミュニケーションを行うこと、並びに監査基準を定期的に見直すことを提言している。

(2) 監査責任者の氏名のサイン

現行の米国の監査報告書では法人名のサインが付されるが、監査責任者の氏名をサインする国もある。監査報告書に監査責任者の氏名をサイ

ンすることにより、監査の透明性を高めて、ひいては監査の品質向上をもたらす効果が考えられる。一方、監査事務所がチームを組成して監査を実施していることから、監査報告書における監査責任者の氏名のサインが必ずしも監査の品質向上をもたらすものでもないとも考えられる。このため、監査報告書における監査責任者の氏名のサインの是非について検討することを提言している。

6 米国財務アナリスト協会 (Chartered Financial Analyst Institute) の調査

米国財務アナリスト協会では、会員に対して、2008年、2010年及び2011年に監査報告書に関する調査を実施している。これらの調査の結果、監査報告書において監査人がどのように監査意見に到達したかについての情報を含めるべきであること、また、主要なリスク項目、リスクの程度の重要な変更、及び測定上の不確実性の程度が高い金額又は高度な専門的判断が求められる金額を監査人によって特定してもらうことが重要であることが判明している。

7 PCAOBのSAGにおける検討

2005年2月のSAGでは、現行の「合否モデル」による監査報告書の改正の是非を審議した。「合否モデル」による監査報告書は、複雑ではなく明確で、比較可能であり、理解しやすいという特徴を持つ。一方、「合否モデル」において監査人は、監査報告書を通じて財務諸表が適正に表示されていることについて意見を述べるにすぎない。また、監査報告書が標準化されていることから、

無限定適正意見の表明に至る様々な監査上の事項が存在したとしても、追記情報による情報提供を除き、監査報告書に何ら記載されない。このように2005年10月のSAGでは「合否モデル」の評価が分かれた。

2010年4月のSAGで改めて審議した結果、監査報告書の改正に向かうこととなった。これは、2008年のACAP報告書による提言や米国財務アナリスト協会の調査結果、IAASBや英国財務報告審議会 (FRC) 並びに欧州委員会 (EC) の動向などを踏まえたことによる。

また、2010年4月のSAGでは、米国財務アナリスト協会の調査結果などを踏まえて、監査報告書に記載する事項として、監査人から監査委員会へのコミュニケーション項目を含めるかどうか検討することとしている。さらに、監査報告書様式の改正案として、①監査報告書の強調事項区分に追加の情報を加える方法、②コーヘン報告書で提案されているような長文式の監査報告書を導入する方法、③年次報告書における経営者による説明及び分析 (MD&A : Management's Discussion and Analysis) を参考として監査人による説明及び分析 (AD&A : Auditor's Discussion and Analysis) を設ける方法、④AAで提案された異なる保証水準を含めた報告書とする方法の4つの案が提示された。なお、④は2005年2月のSAGで検討されたが、適切ではないとの意見が一般的であった。

8 PCAOB討議文書 (2011年)

2011年6月のPCAOB討議文書は、投資家その他財務諸表利用者にとって有用な監査報告書とするために、PCAOB

の監査基準を改正する公開草案を公表する前に、監査報告書の改正の方向性についてコメントを募ることを目的としている。この討議文書では、監査報告書の改正案として、①監査報告書を補足するものとしてAD&Aの導入、②強調事項区分の拡大及び使用の強制、③財務諸表外の情報に対する保証報告、④標準的な監査報告書の明瞭化の4つが提案された。監査報告書の改正は4つの選択肢がそれぞれ独立して提示されているものではなく、また、4つに限定されるものでもないとされている。なお、現行の監査報告書における「合否」の監査意見を保持することを前提としており、監査人は監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠の入手が必要であることは変わらない。

(1) AD&A

重要な事項に関する監査人の見解を記載するもので、記載項目として、①監査に係る情報（特別な検討を必要とするリスク、監査手続及びその結果、監査人の独立性、重要性の基準値、監査時間等、監査委員会へコミュニケーションを行った事項など）、②財務諸表に関する監査人の見解（経営者の判断及び見積り、会計方針及び実務、難解で議論となる事項など）、並びに③その他重要な事項がある。その他重要な事項とは、監査人の見解により、会計基準への準拠に係る事項であるが監査報告書に開示することにより財務諸表利用者の理解が深まるものや、経営者と監査人によって会計処理や開示の基準の適用が異なる可能性があるものである。

(2) 強調事項区分の拡大及び使用の強制

現行のPCAOBの監査基準におい

て、監査報告書における強調事項区分は任意の記載事項であり、記載が強制されていない。PCAOB討議文書では、財務諸表における最も重要な事項を強調するとともに、これらの項目が財務諸表において開示されていることを特定するために、すべての監査において強調事項区分の使用を強制し、かつ、強調事項区分を拡大することとしている。

強調事項区分が要求される事項として、財務諸表の表示を理解するにあたり重要な事項（重要な経営者の判断及び見積り並びに重要な測定上の不確実性のある領域を含む。）がある。なお、これらの重要な項目に対して実施した監査手続を記載することができるとしている。

(3) 財務諸表外の情報に対する保証報告

現行のPCAOBの監査基準において、監査対象の財務諸表外の情報である決算短信（earnings release）、非GAAP情報、MD&Aに対して監査人が保証を提供することを求められていない。一方、PCAOB討議文書では、監査人がこれらの財務諸表外の情報に対して保証を提供することを提案している。

(4) 標準的な監査報告書の明瞭化

監査報告書には、合理的保証、不正に対する監査人の責任、財務諸表注記（disclosure）に対する監査人の責任、財務諸表の作成に関する経営者の責任、財務諸表外の情報に対する監査人の責任及び監査人の独立性など、監査上の用語や概念が含まれている。そこで、これらを監査報告書において明確にすることとしている。

9 PCAOB公開草案（2013年）

2013年8月のPCAOB公開草案には、2011年6月のPCAOB討議文書に対するコメントの分析等の結果とこれを受けた公開草案が掲載されている。

(1) PCAOB討議文書のコメント検討結果

2011年6月のPCAOB討議文書に対する155件のコメント分析等の結果は、4つの改正案に対応すると、以下のとおりである。

①AD&Aは、監査と財務諸表の透明性を増すことから投資家の支持を受けた。一方、投資家以外は、経営者が作成した財務諸表を監査人が監査するという関係を根本的に覆すため、懸念を示していた。

②強調事項区分の拡大及び使用の強制は、多くの支持を受けたが、強調事項区分は財務諸表の記載事項の繰返しにすぎず、新たな情報提供ではないため、投資家の支持を受けていない。

③財務諸表外の情報に対する保証報告は、情報ニーズに応えるものではなく、保証から便益を得られるわけでもないため、投資家の支持を受けていない。また、財務諸表外の情報に対する保証に追加的な時間を費やしても、監査人による現行の手続と比較して便益を増すものでもないとのコメントもあった。さらに、監査人の責任の記載に加えて、実施した作業に基づく結論を監査報告書に含めるべきとのコメントが多数あった。

④標準的な監査報告書の明瞭化のうち、合理的保証については、財務諸表利用者の理解を得ることが難しいので、支持を受けなかった。また、財務諸表の作成に関する経営者の責

任は、コメントが割れたが、現行の監査報告書における文言で理解が得られていると考えられるので、変更しないとされている。

コメントを、投資家、財務諸表作成者、監査人に分類すると、以下のとおりである。

①投資家は監査報告書を改正し監査や財務諸表に関する情報を充実させることを強く支持している。また、監査上の高いリスク、監査上の重要な判断、財務諸表において最も重要な事項、会計方針及び実務の質、財務諸表に影響を与える変更又は事象等について監査報告書に含めることを提案している。これらの情報を監査報告書に含めたとしても、監査人が実施済みの作業に基づく情報のため、追加的なコストは問題としないと考えている。

②財務諸表作成者は、監査報告書の明瞭化には反対しないが、現行の監査報告書を変更する必要性に乏しいこと、また、監査人ではなく、企業が財務諸表利用者に対して財務諸表に関する情報を提供すべきと考えている。監査委員会からのコメントも同様である。

③監査人は、現行の監査報告書を変更することについては支持しているが、追加的な監査報告は、客観的で事実に基づくべきであること、また、監査及び監査プロセスに関する追加的な情報を提供することによって財務諸表利用者に対する便益を提供すべきであると考えている。また、監査報告書の変更により、草案の作成及びレビューに新たな時間を要することから、追加的なコストは避けられないと予想している。

(2) PCAOB公開草案

PCAOB討議文書のコメント検討

結果を受け、公開草案では、監査報告書において、①基本的要素、②重要な監査事項 (Critical audit matters)、③その他の説明事項を含めることを提案している。

これらのうち、①基本的要素は、監査人としての在任期間を含むこと等以外、現行の監査報告書に含まれる項目と同様となる。②重要な監査事項は、監査業務完了調書に記載された事項、審査員によってレビューされた事項、監査委員会に対してコミュニケーションを行った事項である。③その他の説明事項は、特定の状況の場合に監査報告書に記載が求められる事項であり、継続企業の前提に重大な疑義がある場合、会計方針の変更があり、財務諸表に重要な影響を与える場合などが該当する。

PCAOB公開草案に対して248件のコメントが提出された。また、2013年10月に投資家諮問会議、2013年11月及び2014年6月にSAG及び2014年4月に公聴会が開催された。これらに基づく検討の結果、2015年に再公開草案となる見込みとなっている。

(公認会計士 山本雄一)

(参考資料)

AICPA in 1978, "The Commission on Auditors' Responsibilities: Report, Conclusions, and Recommendations"

The American Assembly in November 2003, "The future of the Accounting Profession"

U.S. Department of the Treasury in October 2008, "Final Report of the Advisory Committee on the Auditing Profession to the U.S. Department of the Treasury"

CFA Institute in March 2010, "Inde-

pendent Auditor's Report Survey Results"

PCAOB SAG Meeting Agenda in February 2005, "Auditor's Reporting Model"

PCAOB SAG Meeting Agenda in April 2010, "ACAP Committee's Recommendation relating to the auditor reporting model"

PCAOB Release No. 2011-003 in June 2011, "Concept Release on Possible Revisions to PCAOB Standards Related to Reports on Audited Financial Statements"

PCAOB Release No. 2013-005 in August 2013, "Proposed Auditing Standards: The Auditor's Report on an Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion; The Auditor's Responsibilities Regarding Other Information in Certain Documents Containing Audited Financial Statements and the Related Auditor's Report; and Related Amendments to PCAOB Standards."

PCAOB Standard-Setting Agenda on September 30, 2014